

令和6年第11回鹿嶋市農業委員会議事録

鹿嶋市農業委員会会長桐澤いづみは、令和6年10月21日付を以って、同10月28日午後3時00分から鹿嶋市役所3階301会議室において、第11回鹿嶋市農業委員会総会を招集した。

議事日程

- 第1 会期の決定について
- 第2 議事録署名人の選任について
- 第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第3号 現況確認証明願（非農地証明）について
- 議案第4号 農業振興地域整備計画変更に対する意見について
- 議案第5号 農業経営基盤強化促進法附則第5条第1項の規定に基づく鹿嶋市農用地利用集積計画（案）に対する意見について
- 議案第6号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づく農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について

- 第4 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
- 報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について
- 報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 報告第4号 水戸地方法務局鹿嶋支局登記官からの農地の転用事実に関する照会回答について
- 報告第5号 制限除外の農地の移動届について
- 報告第6号 農用地利用集積等促進計画の認可について

出席委員（13名）

1番	出頭勝美君	2番	笹本真由美君
3番	清宮茂信君	5番	山本清治君
6番	大槻勝敏君	8番	今村太一君
10番	笠貫順一君	11番	野口嘉徳君
12番	大川喜美君	13番	日向寺正志君
14番	桐澤いづみ君	15番	田口茂君
16番	谷田川延秀君		

欠席委員（1名）

7番 橋本正君

事務局職員出席者（3名）

事務局長兼課長	飯塚俊行
事務局課長補佐	飯島優
事務局主査	児島教夫

農林水産課出席者（1名）

農林水産課長	山口和範
--------	------

会 議 の 経 過

(開会 午後3時00分)

議 長 ただいまの出席委員は、13名であり「農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定」に基づき、定足数に達しておりますので、本総会は成立いたしました。

それでは、令和6年第11回鹿嶋市農業委員会総会を開会いたします。

議 長 本日の欠席委員でございますが、橋本正君より欠席する旨、届出がございました。

議 長 本総会の議事日程につきましては、告示及び通知のとおりでございます。最初に日程第1「会期の決定について」は、本日1日限りにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

「異議なしの声多数」

議 長 異議なしと認め、会期は本日1日限りと決定いたします。

次に日程第2「議事録署名人の選任について」は、議席順でございますので私から指名させていただきます。

6番大槻勝敏君、10番笠貫順一君の両名を指名いたします。

会議書記として、事務局長兼課長飯塚俊行君を任命いたします。

次に日程第3、議案第1号ないし議案第6号を審議いたします。

議案に係る現地調査に関しましては、議案の審議に応じ逐次、報告を求めます。

なお、ご意見ご質問等発言する際は、鹿嶋市農業委員会規則第20条第2項の規定に基づき、自己の議席番号を告げ、指名されてから発言をお願いいたします。

議 長 日程第3、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を付議いたします。

事務局に説明を求めます。

主査児島教夫君。

主 査 それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」番号1ないし番号7についてご説明いたします。

最初に番号1についてご説明いたします。譲受人、譲渡人及び土地の所在等につきましては、議案書記載のとおりでございます。権利を設定し、又は

移転しようとする事由につきましては、農業経営規模拡大のため、売買により所有権を移転しようとするものです。譲受人の農機具等の保有につきましては、トラクター2台、耕運機1台、田植機1台、軽トラック1台、キャリアカー1台、農作業に従事する日数は年間240日、農地の所有につきましては、自作地約546アールでございます。申請地の作付け計画は水稻を予定しており、周辺地域への影響はないものと思料されます。

譲受人、譲渡人及び土地の所在等につきましては、議案書記載のとおりでございます。

最初に番号2についてご説明いたします。権利を設定し、又は移転しようとする事由につきましては、農業経営規模拡大のため、贈与により所有権を移転しようとするものです。譲受人の農機具等の保有につきましては、トラクター2台、畦塗機1台、田植機1台、農用トラック3台、農作業に従事する日数は年間150日、農地の所有につきましては、自作地約67アール、借入地278アールでございます。申請地の作付け計画は水稻を予定しており、周辺地域への影響はないものと思料されます。

番号3についてご説明いたします。譲受人、譲渡人及び土地の所在等につきましては、議案書記載のとおりでございます。権利を設定し、又は移転しようとする事由につきましては、農業経営規模拡大のため、売買により所有権を移転しようとするものです。譲受人の農機具等の保有につきましては、トラクター1台、軽トラック1台、農作業に従事する日数は年間150日、農地の所有につきましては、自作地約15アールでございます。申請地の作付け計画は甘藷を予定しており、周辺地域への影響はないものと思料されます。

番号4についてご説明いたします。譲受人、譲渡人及び土地の所在等につきましては、議案書記載のとおりでございます。権利を設定し又は移転しようとする事由につきましては、農業経営規模拡大のため、売買により所有権を移転しようとするものです。譲受人の農機具等の保有につきましては、トラクター1台、農作業に従事する日数は年間150日、農地の所有につきましては、自作地約53アールでございます。申請地の作付け計画は主に、甘藷を予定しており、周辺地域への影響はないものと思料されます。

番号5についてご説明いたします。譲受人、譲渡人及び土地の所在等につ

きましては、議案書記載のとおりでございます。権利を設定し、又は移転しようとする事由につきましては、農業経営規模拡大のため、売買により所有権を移転しようとするものです。譲受人の農機具等の保有につきましては、乗用草刈機1台、耕運機1台、動力噴霧器1台、軽トラック1台、農作業に従事する日数は年間150日、農地の所有につきましては、自作地約92アールでございます。申請地の作付け計画につきましては、ネギとジャガイモを予定しており、周辺地域への影響はないものと思料されます。

続いて番号6についてご説明いたします。譲受人、譲渡人及び土地の所在等につきましては、議案書記載のとおりでございます。権利を設定し、又は移転しようとする事由につきましては、農業を始めたいことから自宅前にある伯父の土地(畑)を譲り受け、今後農業経営を規模拡大し作付けしていきたいため、売買により所有権を移転しようとするものでございます。譲受人の農機具等の保有につきましては、軽トラック1台、農作業に従事する日数は年間180日、農地につきましては現在所有しておりません。申請地の作付け計画につきましては、甘藷を予定しており、周辺地域への影響はないものと思料されます。

最後に番号7についてご説明いたします。譲受人、譲渡人及び土地の所在等につきましては、議案書記載のとおりでございます。権利を設定し、又は移転しようとする事由につきましては、農業経営規模拡大のため、売買により所有権を移転しようとするものです。譲受人の農機具等の保有につきましては、トラクター1台、田植機1台、コンバイン1台、軽トラック1台、農作業に従事する日数は年間150日、農地の所有につきましては、自作地167アール、借入地は115アールでございます。申請地の作付け計画につきましては、水稻を予定しており、周辺地域への影響はないものと思料されます。

説明は以上でございます。ご審議の程、よろしく願いいたします。

議長 次に、担当地区委員の現地調査結果について、報告を求めます。

番号1 鰯川地内案件について、11番野口嘉徳君。

11番 はい、11番野口です。26日に現地調査をいたしました。3筆とも水稻を作付けされた状況で問題はありませんので、ご審議の程、よろしく願いいたします。

議 長 次に番号2武井地区案件について、6番大槻勝敏君。

6番 はい、6番大槻です。番号2については26日現地調査を行いました。以前、土を埋め立てしており問題があるかと思imasuので、皆様方のご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 次に番号3浜津賀地内案件については、3番清宮茂信君。

3番 はい、3番清宮です。番号3について、25日現地を確認してきました。草もきれいに刈られておりすぐにでも作付けできる状況のため、何ら問題ありませんのでご審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長 次に番号4及び番号6荒野地内案件について、担当地区委員が欠席のため隣接委員に報告を求めます。3番清宮茂信君。

3番 はい、清宮です。担当委員が欠席のため事務局より連絡を受け25日に現地確認を行いました。番号4については、現在芋が作付けされており問題ございません。番号6についても問題ありませんので、ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長 次に番号5厨地内案件について、1番出頭勝美君。

1番 はい、1番出頭です。番号5については、作付けもされておりまして、何ら問題はありませぬのでご審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長 次に番号7大船津地内案件について、16番谷田川延秀君。

16番 はい、16番谷田川です。番号7については、27日に現地調査確認をしました。草は生えていますが、作付けは何ら問題はありませぬのでご審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長 ご苦労様でした。ただいま事務局の説明、調査を行った委員からの結果報告について、ご意見ご質問等ございませぬか。

それでは、お諮りいたします。

議案第1号番号1ないし番号7について、原案のとおり許可することに、ご異議ございませぬか。

「異議なしの声多数」

議 長 異議なしと認め、議案第1号番号1ないし番号7については、原案のとおり許可することと決定いたします。

議 長 次に、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」を付議

いたします。

事務局に説明を求めます。

補佐飯島優君。

補佐 それでは議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」ご説明いたします。

はじめに番号1について、転用目的は太陽光発電施設の設置でございます。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない住宅と農地の点在する区域内にある小集団の農地であるため、第2種農地と思料いたしました。申請地、申請事由及び転用時期等につきましては、議案書記載のとおりです。他法令との調整ですが、鹿嶋市長より農振農用地区域外証明書が添付されております。また、東京電力パワーグリッド株式会社より託送供給の承諾のお知らせの写し、東京電力エナジーパートナー株式会社より電力受給契約申込書の写しが添付されております。資金計画としましては、系列法人からの資金転用を計画しており、全額系列法人の自己資金により事業を行う予定です。このことから系列法人の取引先金融機関の残高証明書が添付されております。

つづきまして番号2について、転用目的は太陽光発電施設の設置でございます。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない住宅と農地の点在する区域内にある小集団の農地であるため、第2種農地と思料いたしました。申請地、申請事由及び転用時期等につきましては、議案書記載のとおりです。他法令との調整ですが、鹿嶋市長より農振農用地区域外証明書が添付されております。また、東京電力パワーグリッド株式会社より託送供給の承諾のお知らせの写し、東京電力エナジーパートナー株式会社より電力受給契約申込書の写しが添付されております。資金計画としましては、全額自己資金であり、取引先金融機関の残高証明書が添付されております。

つづきまして番号3について、転用目的は自己用住宅でございます。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない住宅と農地の点在する区域内にある小集団の農地であるため、第2種農地と思料いたしました。申請地、申請事由及び転用時期等につきましては、議案書記載のとおりです。他法令との調整ですが、鹿嶋市長より農振農用地区域外証明書及び都市計画法第29条第1項の規定による開発行為許可申請書の写しが添付されております。また、資金計画としましては、全額自己資金での計画をしており、取引先金融

機関の残高証明書が添付されております。

つづきまして番号4について、転用目的は太陽光発電施設の設置でございます。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない住宅と農地の点在する区域内にある小集団の農地であるため、第2種農地と思料いたしました。申請地、申請事由及び転用時期等につきましては、議案書記載のとおりです。他法令との調整ですが、鹿嶋市長より農振農用地区域外証明書が添付されております。また、東京電力パワーグリッド株式会社より託送供給の承諾のお知らせの写し、東京電力エナジーパートナー株式会社より電力受給契約申込書の写しが添付されております。資金計画としましては、全額自己資金であり、取引先金融機関の残高証明書写しが添付されております。

つづきまして番号5について、転用目的は太陽光発電施設の設置でございます。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない住宅と農地の点在する区域内にある小集団の農地であるため、第2種農地と思料いたしました。申請地、申請事由及び転用時期等につきましては、議案書記載のとおりです。他法令との調整ですが、鹿嶋市長より農振農用地区域外証明書が添付されております。また、東京電力パワーグリッド株式会社より託送供給の承諾のお知らせの写し、東京電力エナジーパートナー株式会社より電力受給契約申込書の写しが添付されております。資金計画としましては、全額自己資金であり、取引先金融機関の残高証明書が添付されております。

議長 なお、鹿嶋市農業委員会規則第38条第1項第2号の規定に基づき、現地調査が行われておりますので、調査を担当した委員の報告を求めます。

5番山本清治君。

5番 はい、5番山本です。議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」現地調査の結果をご報告いたします。

現地調査日は、10月17日木曜日でございます。調査委員につきましては、今村会長代理、清宮委員そして私と事務局より飯島課長補佐、児島主査の5名で調査を行いました。申請人、申請地及び概要につきましては、議案書記載のとおりでございます。番号1ないし番号5につきましては、事務局から添付書類等の説明を受け、現況を確認したところ、申請内容等、特に問題ないことから許可相当と判断いたしました。

ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長 ご苦労様でした。ただいま事務局の説明，調査を行った委員からの結果報告について，ご意見ご質問等ございませんか。

議 長 それではお諮りいたします。

議案第2号番号1ないし番号5について，原案のとおり許可することにご異議ございませんか。

「異議なしの声多数」

議 長 議案第2号番号1ないし番号5について，原案のとおり許可することと決定いたします。

議 長 次に，議案第3号「現況確認証明願（非農地証明）について」を付議いたします。

事務局に説明を求めます。

補佐飯島優君。

課長補佐 議案第3号「現況確認証明願（非農地証明）について」番号1をご説明いたします。

願出人，願い出に係る土地の表示，現在の利用状況，非農地となった時期及び証明を必要とする理由につきましては，議案書記載のとおりでございます。本件土地については，市街化調整区域かつ農振農用地区域外の農地で，昭和60年頃から進入路となっておりますが，登記上の地目が畑となっていることから，土地地目変更登記のため，今回，願い出に至ったものでございます。これらを確認する資料として，「平成11年5月30日撮影，空中写真」が添付されております。

以上，農地法関係事務処理の手引きに基づき「非農地となってから20年以上経過しているもの」等証明の範囲に該当すると思料されます。

ご審議の程，よろしくお願いたします。

議 長 なお，鹿嶋市農業委員会規則第38条第1項第7号の規定に基づき，現地調査が行なわれておりますので調査を担当した委員の報告を求めます。

5番山本清治君。

1番 はい，3番山本です。議案第3号「現況確認証明願（非農地証明）について」現地調査の結果をご報告いたします。

現地調査日及び調査委員につきましては，先程と同様でございます。願出人，願い出に係る土地，現在の利用状況，非農地となった時期及び証明を必

要とする理由につきましては、議案書記載のとおりでございます。番号1につきまして、事務局から添付書類等の説明を受け、現況を確認したところ、願い出のとおり非農地に認められると判断いたしました。

ご審議の程、よろしくお願いいいたします。

議長 ご苦労様でした。ただいま事務局の説明、調査を行った委員からの結果報告について、ご意見ご質問等ございませんか。

それでは、お諮りいたします。

議案第3号番号1について、願い出のとおり証明することにご異議ございませんか。

「異議なしの声多数」

議長 異議なしと認め、議案第3号番号1については、願い出のとおり証明することと決定いたします。

議長 次に、議案第4号「農業振興地域整備計画変更に対する意見について」を付議いたします事務局に説明を求めます。

事務局長兼課長飯塚俊行君。

局長兼課長 それでは議案第4号「農業振興地域整備計画変更に対する意見について」ご説明いたします。

令和6年10月8日付け、鹿嶋市長より「農業振興地域の整備に関する法律第13条の規定に基づき、農業振興地域整備計画変更について」農業委員会の意見を求められております。計画変更内容といたしましては、5件でございます。申請者、申請地、所有者及び申請理由につきましては、議案書記載のとおりでございます。

ご審議の程、よろしくお願いいいたします。

議長 続いて、農林水産課に説明を求めます。

課長山口和範君。

課長 議案第4号「農業振興地域整備計画変更に対する意見について」ご説明いたします。

番号1ないし5についてご説明いたします。番号1ないし5につきましては、同一の申請者による同一の申請理由となっております。申請者は、鹿嶋市●●●●●●●●番地●●●●にございます●●●●●●●●株式会社でございます。申請地及び土地所有者は、議案書記載のとおりでございます。申

請地は、小志崎農村集落センターの東、約350メートルに位置しており、面積は5筆合計で6,292平方メートル、登記地目は田です。申請理由は、駐車場及びキャンプ場でございます。隣接地に申請者によるグランピング施設が開業しており、駐車場が不足するため及びオートキャンプ場の設置でございます。土地改良施行区域内の農地でございますが、すでに該当土地改良区は解散しており、地区除外清算金の発生はございません。

説明は以上でございます。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議長 ただいまの説明について、ご意見ご質問等ございませんか。

それでは、お諮りいたします。

議案第4号番号1ないし番号5について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

「異議なしの声多数」

議長 異議なしと認め、議案第4号番号1ないし番号5については、原案のとおり承認することと決定いたします。

議長 次に、議案第5号「農業経営基盤強化促進法附則第5条第1項の規定に基づく鹿嶋市農用地利用集積計画（案）に対する意見について」を付議いたします。

なお、議案第5号について、10番笠貫順一君は、農業委員会等に関する法律第31条に農業委員会の委員は、自己又は同居の親族、若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない。と規定されておりますので、議案終了までお待ちいただきます。

事務局に説明を求めます。

事務局長兼課長飯塚俊行君。

局長兼課長 それでは、議案第5号「農業経営基盤強化促進法附則第5条第1項の規定に基づく鹿嶋市農用地利用集積計画（案）に対する意見について」ご説明いたします。

令和6年10月10日付け鹿嶋市長より「農業経営基盤強化促進法附則第5条第1項の規定に基づく鹿嶋市農用地利用集積計画（案）に対する意見について」農業委員会の意見を求められております。農業経営基盤強化促進法第19条第4項の要件を満たしていると考えます。

ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長 続いて、農林水産課に説明を求めます。

課長山口和範君。

課 長 議案第5号「農業経営基盤強化促進法附則第5条第1項の規定に基づく鹿嶋市農用地利用集積計画（案）に対する意見について」ご説明いたします。

貸借期間3年から5年の土地についてご説明いたします。田の新規については1筆で面積が2,875平方メートルとなっております。次に貸借期間6年から10年の土地についてご説明いたします。畑の新規については3筆で面積が3,974平方メートルとなっております。

以上合計いたしますと4筆で、面積が6,849平方メートルとなっております。

説明は以上でございます。ご審議の程、よろしく願いいたします。

議 長 ただいまの説明について、ご意見ご質問等ございませんか。

議 長 それではお諮りいたします。

議案第5号について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

「異議なしの声多数」

議 長 ただいま、議案第5号番号2については審議終了いたしましたので、10番笠貫順一君に対する議事参与の制限を解除いたします。

議 長 次に、議案第6号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づく農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について」を付議します。

事務局に説明を求めます。

事務局長兼課長飯塚俊行君。

局長兼課長 それでは議案第6号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づく農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について」ご説明いたします。

令和6年10月10日付け、鹿嶋市長より「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づく鹿嶋市農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について」農業委員会の意見を求められております。農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第2項の要件を満たしていると考えます。ご審議の程、よろしく願いいたします。

議 長 続いて、農林水産課に説明を求めます。課長山口和範君。

課 長 議案第6号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づく農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について」ご説明いたします。

貸借期間6年から10年の土地についてご説明いたします。田の新規については38筆で面積が56,880平方メートル、畑の新規については1筆で面積が741平方メートルとなっております。以上合計いたしますと39筆で、面積が57,621平方メートルとなっております。

説明は以上でございます。ご審議の程、よろしく願いいたします。

議 長 ただいまの説明について、ご意見ご質問等ございませんか。

16番 はい、議長。

議 長 16番田口茂君。

16番 ●●さんの耕作面積が増えていますが、●●さんの計画又は余力はどのくらいありますか。

議 長 農林水産課長山口和範君。

課 長 調査し、改めて回答いたします。

議 長 ほかにご意見ご質問等ございませんか。

それでは、お諮りいたします。

議案第6号について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

「異議なしの声多数」

異議なしと認め、議案第6号については、原案のとおり承認することと決定いたします。

議 長 次に、日程第4報告第1号ないし報告第6号についてであります。報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」ないし報告第6号「農用地利用集積等促進計画の認可について」は、鹿嶋市農業委員会事務局 処務規程第6条に基づき、専決処分いたしました。

議 長 ただいまの報告につきまして、ご意見ご質問等ございませんか。

なければ、以上で本日の日程は、全て終了いたしました。

議 長 以上をもちまして、令和6年第11回鹿嶋市農業委員会総会を閉会いたします。

(閉会 午後3時39分)

上記のとおり会議のてん末を記録し，署名する。

鹿 嶋 市 農 業 委 員 会 長

鹿嶋市農業委員会 議事録署名人

鹿嶋市農業委員会 議事録署名人